

長生村第7期障がい福祉計画
長生村第3期障がい児福祉計画
(令和6年度～令和8年度)



令和6年3月

長 生 村

はじめに



本村では、障害者基本法に基づき、障がい者施策の基本理念や施策の方向性を定めるため、障がい者計画を策定し、「障がいのある人もない人も共に暮らしやすいむらづくり」を目指して取り組んでまいりました。

国の動向としましては「共生社会の実現に向け、障がい者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援すること」を基本理念とし、「障害者基本計画（第5次）」（令和5年度～令和9年度）が策定されました。また、千葉県では「障がいのある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会の構築」を目的に「第八次千葉県障害者計画」（令和6年度～令和8年度）が策定されました。

これらを踏まえ村では、既存の計画の進捗状況を振り返りつつ、障がい者へのアンケート調査を行い、皆様方のご意見等を伺ったうえで、「長生村第7期障がい福祉計画」及び「長生村第3期障がい児福祉計画」を令和6年度から令和8年度までの3か年における障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービスの到達目標と方策について定める計画として策定いたしました。

今後、本計画に基づき障がい福祉施策の充実・推進を図り、障がいのある方々が安心して快適に暮らしていける村づくりを進めてまいりたいと思います。村民皆様には、より一層のご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご協力いただきました村民の皆様や、貴重なご意見をいただきました長生村障がい者計画等策定委員をはじめとする関係各位に対し、心から感謝申し上げます。

令和6年3月

長生村長 小 高 陽 一

目次

総論	1
第1章 計画の策定にあたって	3
第1節 計画策定の背景・趣旨	3
第2節 計画の位置づけ・性格	4
第3節 計画の対象	5
第4節 計画の期間	5
第5節 第7期障がい福祉計画等の基本的事項	6
第6節 第7期障がい福祉計画等における提供体制に関する本村の基本的考え方	8
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	13
第1節 長生村の人口推移	13
第2節 長生村の障がいのある者（児）の現状	14
第3節 アンケート調査結果	17
第3章 計画の基本理念と基本目標	29
第1節 計画の基本理念	29
第2節 計画の基本目標	29
第3節 施策の体系	31
各論	33
第4章 障がい福祉サービスの充実（「障がい福祉計画」）	35
第1節 訪問系サービスの充実	35
第2節 日中活動系サービスの充実	37
第3節 居住系サービスの充実	43
第4節 その他の障がい福祉サービス	46
第5節 地域生活支援事業の推進	48
第5章 障がい児福祉サービスの充実（「障がい児福祉計画」）	57
第1節 障がい児通所支援、相談支援等のサービスの充実	57
第2節 保健・医療・教育・福祉の充実	61
第6章 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の目標値	64
第1節 障がい福祉サービス等の提供体制の目標値の設定	64
第2節 障がい児通所支援等の提供体制の目標値の設定	68
第3節 相談支援体制の充実・強化等	69
第4節 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	70
第7章 障がいのある人の社会参加への支援	71
第1節 雇用・就労の促進と安定	71

第2節 生涯学習や文化活動の充実	72
第3節 差別の解消及び権利擁護の推進	72
第8章 福祉のまちづくりの推進	74
第1節 安全・安心な環境の整備	74
第2節 地域防災ネットワークの確立	74
第9章 計画の推進	76
資料編	77

総論

第 1 章 計画の策定にあたって

第 1 節 計画策定の背景・趣旨

近年、高齢化の進展に伴い、内部障がい起因とする身体障がい者の増加や障がい程度の重度化、また、複雑な社会背景に伴う心理的なストレスによる精神障がい者の増加もみられ、「障がい者福祉」を取り巻くニーズは多様化しており、個々の状況に応じた施策の充実が求められています。

令和 2 年 1 月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、村民生活に大きな影響を及ぼし、特に、障がいのある人や高齢者、生活困窮者等は大きな影響を受け、感染拡大防止のための措置により、地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会を喪失し、社会的に内在していた孤独や孤立の問題が浮き彫りになるとともに、障がいのある人やその家族などへの支援がますます必要とされるようになりました。

国の動向としては、平成 28 年 6 月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布（平成 30 年 4 月施行）され、「地域共生社会」の実現を目指して障がい者が自らの望む生活が営むことができるよう「生活」と「就労」に対して支援の一層の充実を図ること、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため計画的な体制の構築をすること、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うこととされており、また、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」が令和 3 年 5 月に改正され、民間事業者による合理的配慮の提供を努力義務から義務へと変更されました。この改正法は令和 6 年 4 月に施行されます。

千葉県においては「第八次千葉県障害者計画」が策定され、障がい者施策の総合的な推進を図っています。

このような中で、本村では令和 5 年度中に計画の見直しを行い「長生村第 7 期障がい福祉計画」及び「長生村第 3 期障がい児福祉計画」を策定し、個々の障がいの種別、程度、生活実態に応じた多種多様なニーズへの対応を図りながら、障がい福祉の向上に取り組んでいきます。

これらの計画の策定にあたっては、国の障害者総合支援法の趣旨及び国の定める基本方針を踏まえ、障がい者計画の基本理念及び令和 6 年度から令和 8 年度のサービス見込量を新たに設定していきます。住民、団体、行政が連携して障がい者等が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定のもとに社会活動に参加・参画するとともに、障がいの有無にかかわらずすべての村民が共に生きる「共生社会」の実現を進めていきます。

第2節 計画の位置づけ・性格

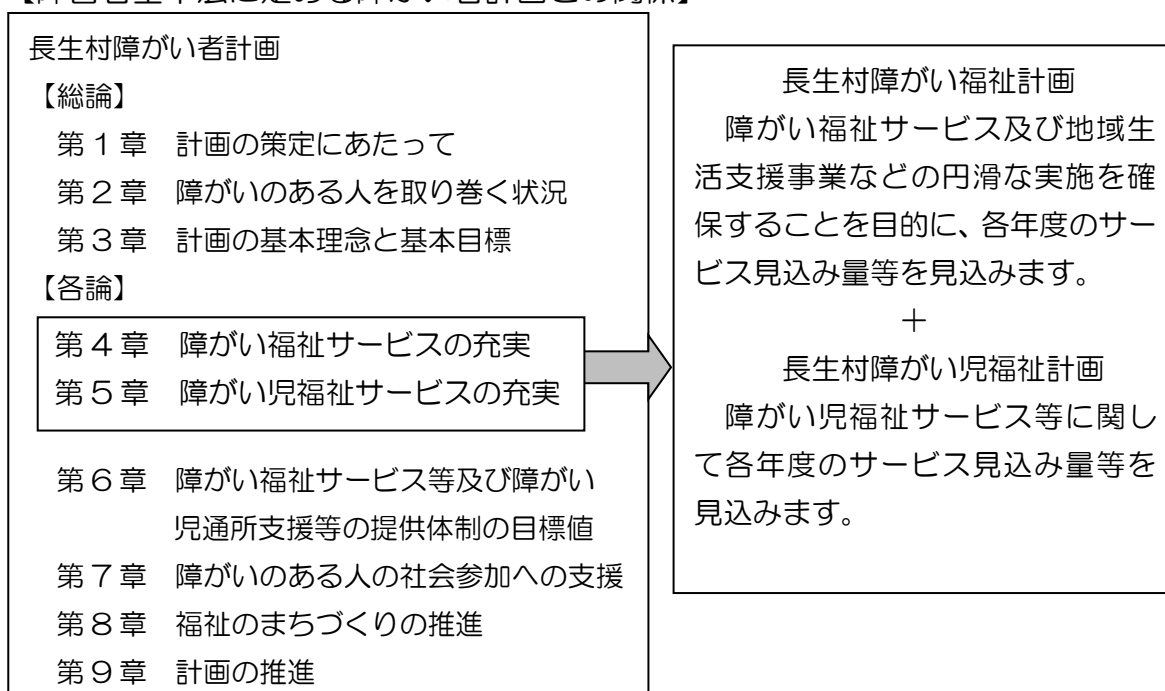
長生村障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」を根拠とし、長生村第7期障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」を根拠として策定を義務付けられた法定計画であります。また長生村第3期障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項により策定が義務付けられた「市町村障害児福祉計画」であります。

また、本計画は、国の「障害者基本計画（第5次）」や県の「第八次千葉県障害者計画」、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」等に基づくとともに「第6次長生村総合計画」その他の村の関連計画との整合性を図りながら策定したもので、本村の障がい者施策を進めるための基本方針を示すものです。

【障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の比較】

	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
法的根拠	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
策定義務	義務	義務	義務
計画の性格	障がい者の施策全般にわたる6年間の基本的な事項を定める	障がい福祉サービス等に関する3年間の実施計画	障がい児福祉サービス等に関する3年間の実施計画

【障害者基本法に定める障がい者計画との関係】



第3節 計画の対象

本計画は、障害者基本法第2条に規定されている「身体障がい、知的障がい又は精神障がいがあるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」や、難病（特定疾患）のために、日常生活や社会生活においてさまざまなハンディキャップがある人を対象とします。また、発達障がいや高次脳機能障がいなどの人に対しても、ニーズにあわせた柔軟な支援に取り組みます。

また、障害者総合支援法第4条に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人及び障がい児（18歳未満）を対象とします。

第4節 計画の期間

長生村第7期障がい福祉計画及び長生村第3期障がい児福祉計画の期間は、国の指針により、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。なお、将来における社会経済の変動等に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
長生村障がい者計画					
長生村第7期障がい福祉計画・長生村第3期障がい児福祉計画			長生村第8期障がい福祉計画・長生村第4期障がい児福祉計画		
第八次千葉県障害者計画			第九次千葉県障害者計画		
国・障害者基本計画（第5次）				国・障害者基本計画（第6次）	

第5節 第7期障がい福祉計画等の基本的事項

本計画は、すべての国民が障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとする障害者基本法の理念を踏まえ、国の基本指針に基づき策定します。

以下の基本的事項は、国の基本指針に記載されている障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項を要約しました。

1. 障がい者及び障がい児の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者及び障がい児の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援などの提供体制の整備を進めます。

2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

市町村を実施主体の基本とし、サービスの充実を図り、居住地域にかかわらず一定の支援が受けられるよう体制の整備を図ります。また、障がい福祉サービスは、発達障がい者及び高次脳機能障がい者、難病患者も対象となることを引き続き周知します。

3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所または病院への入院をいう。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えます。

また、サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制作りを行う機能を有する地域生活支援拠点等の整備を進めるとともに、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

4. 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域共生社会の実現に向け、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築の推進に取り組みます。その際、地域福祉計画等との連携を図りつつ、重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討し、体制整備を進めます。

5. 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児のライフステージに沿って地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン（※注））を推進していきます。

6. 障がい福祉人材の確保・定着

様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があります、そのために専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場ということに関係者と協力しながら積極的な周知を行います。

7. 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援することが必要であり、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」を踏まえ、障がい者が文化芸術を鑑賞し、または創造や発表などの多様な活動に参加する機会の確保を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化に触れ文化的な活動を受けることのできる社会の実現のため、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

さらに、障がい者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」を踏まえ、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるICT活用等の促進を図ります。

※注 インクルージョンとは本来「包含、包み込む」ことを意味し、教育及び福祉の領域においては「障がいがあっても地域の資源を利用し、市民が包み込んだ共生社会を目指す」という理念としてとらえられている。

第6節 第7期障がい福祉計画等における各種提供体制に関する本村の基本的考え方

1. 障がい福祉サービスの提供体制に関する基本的考え方

(1) 訪問系サービスの充実

障がい者が地域で自分らしく安心して暮らしていくことができるよう、必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）を利用できるようにします。

(2) 日中活動系サービスの充実

障がい者一人ひとりのニーズに応じ、希望する障がい者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、短期入所、療養介護）を利用できるようにします。

また、一般就労中における就労系障がい福祉サービスの一時的な利用についても、支援の必要性に応じて適切に利用されるよう取り組んでいきます。

(3) グループホーム等の充実、施設入所から地域生活への移行の推進

地域における居住の場として共同生活援助（グループホーム）の充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

さらに、体制の整備による地域生活への移行の支援及び地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターを配置して、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築する等により、その機能の充実を図ります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、定着を推進します。

(5) 障がい者支援施設の整備支援

既存障がい者支援施設の整備、新規整備において、施設の必要性を考慮し、国及び千葉県と協議を行いながら、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の活用による支援を行います。

(6)強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者等に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者及び難病患者に対して、障がい福祉サービス等において適切な支援ができるよう、管内の支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図ります。

強度行動障がいを有する障がい者のニーズ把握に当たっては、障害支援区分認定調査の行動関連項目の点数の集計や療育手帳所持者の状況把握に努める等により特に支援を必要とする人を把握することに加え、アンケート調査等を通して課題の把握を行います。

高次脳機能障がいを有する障がい者については、障害支援区分認定調査等に加え、管内の支援拠点機関や医療機関等とも連携して支援ニーズを把握します。

難病患者については、多様な症状や障がい等その特性に配慮しながら、難病相談支援センター、公共職業安定所、医療機関等の専門機関と連携し、障がい福祉サービスの利用も含む支援体制を整備します。

2. 相談支援の提供体制に関する基本的考え方

(1) 相談支援体制の充実・強化

相談支援事業者等は、障がい者等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、家族への支援も含め、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等の対応が必要であり、行政機関その他関係機関との連携に努めることが必要です。

本村は地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを設置しており、地域における更なる相談支援体制の充実・強化を図ります。

精神障がい者及び精神保健に課題を抱える人並びにその家族に対して、子育て、介護、生活困窮等の包括的な支援が確保されるよう、相談に応じ、必要な支援を実施できる体制を整えていきます。

(2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

障がい者支援施設等または精神科病院から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障がい者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図っていきます。

(3) 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等（発達障がい者または発達障がい児）の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラム（※注 1）やペアレントトレーニング（※注 2）等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を構築することが重要です。そのために、これらの支援プログラム等の実施者を地域で計画的に養成します。

(4) 協議会の活性化

長生郡市総合支援協議会は、関係機関等の有機的な連携の下で地域の課題の改善に取り組むとともに、本村が障がい福祉計画等を定め、または変更しようとする際に意見を求められた場合に、地域の課題解決に向けた積極的な提示を行うことが重要となります。

令和 4 年の障害者総合支援法等改正法により、協議会における障がい者の支援体制の整備の取組を着実に進めていくため、令和 6 年 4 月から、協議会の構成員に対して守秘義務が課されるとともに、関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務が課されることとなります。これを踏まえ、協議会の運営においては、協議会における個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえて地域の支援体制の整備の取組の活性化を図ります。

(5) 障がい者支援施設の整備支援

既存障がい者支援施設の整備、新規整備において、施設の必要性を考慮し、国及び千葉県と協議を行いながら、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の活用による支援を行います。

3. 障がい児支援の提供体制に関する基本的考え方

(1) 地域支援体制の構築

障がい児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援について、障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制を整備します。

児童発達支援センターについては、地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置づけ、障がい児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、障がい児通所支援の体制整備を図ることが重要であり、児童発達支援センターの中核的な支援機能を踏まえ、本村においては、点在する地域資源を重ね合わせた重層的な支援体制を整備します。

地域における支援体制の整備に当たっては、母子保健、子育て支援、教育、当事者等を含む関係機関等が、地域の課題や支援に係る資源の状況等を踏まえながら、密な連携の下で進めていきます。

(2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障がい児通所支援の体制整備に当たっては、認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ります。

また、障がい児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障がい児通所支援事業所、障がい児相談支援事業所、就労移行支援等の障がい福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、基幹相談支援センターと教育委員会等との連携体制を確保します。

(3) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

地域共生社会の実現・推進の観点から、年少期からのインクルージョンを推進し、障がいの有無に関わらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれの子どもが互いに学び合う経験を持てるようにしていきます。

児童発達支援センターは、地域におけるインクルージョン推進の中核機関として、認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、小学校及び特別支援学校等（以下「認定こども園等」という。）に対し、障がい児及び家族の支援に関する専門的支援や助言を行う機能が求められています。

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点から、児童発達支援センターをはじめとする障がい児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用し、認定こども園等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制の構築を図ります。

（４）特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

重症心身障がい児や医療的ケア児（※注 3）の人数やニーズを把握するとともに、支援体制の充実を図ります。

また、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対して、適切な支援ができるよう、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図ります。

（５）障がい児相談支援の提供体制の確保

障がい児相談支援は、障がいの疑いがある段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ重要な役割を担っています。このため、障がい者に対する相談支援と同様に、障がい児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を目指します。

なお、児童発達支援センターには、「気付き」の段階を含めた地域の多様な障がい児及び家族に対し、発達支援に関する入口としての相談機能を果たすことが求められているところ、その役割を踏まえた相談支援の提供体制の構築を図ります。

（６）障がい児支援施設の整備支援

既存障がい児支援施設の整備、新規整備において、施設の必要性を考慮し、国及び千葉県と協議を行いながら、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の活用による支援を行います。

※注 1 ペアレントプログラムとは子どもの行動修正までは目指さず「保護者の認知を肯定的に修正すること」に焦点を当てたプログラムです。

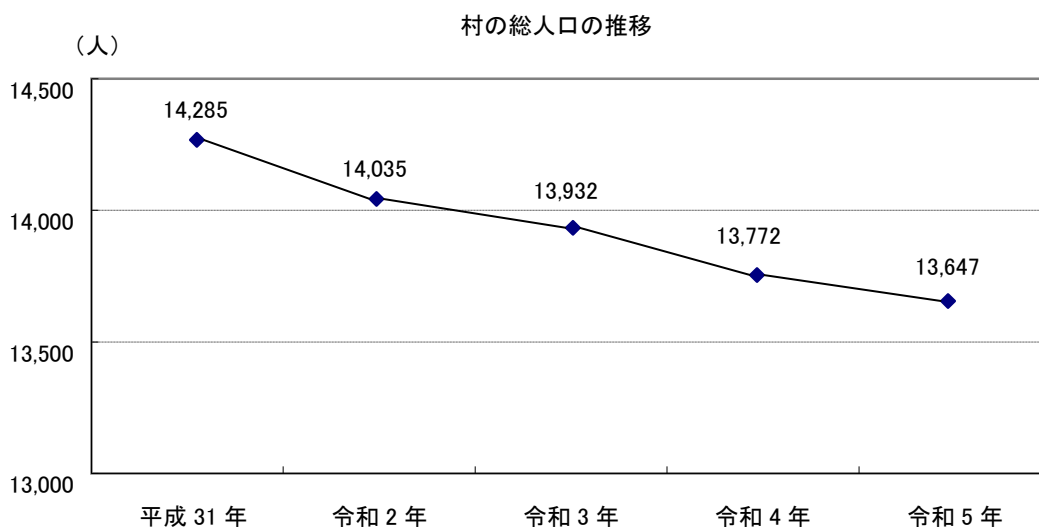
※注 2 ペアレントトレーニングとは環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的とした保護者向けのプログラムです。

※注 3 医療的ケア児とは「人口呼吸器を装着している障がい児、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児」をいう（児童福祉法第 56 条の第 2 項）。

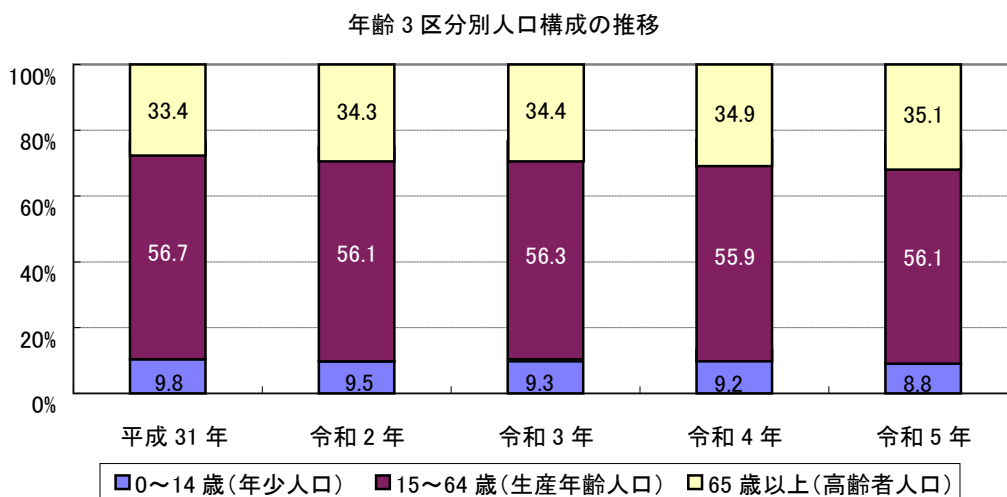
第2章 障がいのある人を取り巻く状況

第1節 長生村の人口推移

本村の人口は、令和5年4月1日現在で13,647人となっています。また、年齢3区分別人口構成では、65歳以上の人口が35%を超える高齢社会となっています。



(資料：住民基本台帳 各年4月1日現在)



(資料：住民基本台帳 各年4月1日現在)

第2節 長生村の障がいのある者（児）の現状

(1) 村の障がいのある者（児）の障害者手帳所持者数とその他の現状

令和5年4月1日現在における村の障害者手帳所持者数は756人で、そのうち身体障害者手帳所持者が66.5%、療育手帳所持者が16%、精神障害者保健福祉手帳所持者が17.5%となっています。

■障害者手帳所持者の内訳（各年4月1日現在）

	令和 3年	令和 4年	令和 5年
身体障害者手帳所持者	527人	505人	503人
療育手帳所持者	113人	117人	121人
精神障害者保健福祉手帳所持者	112人	123人	132人
合計	752人	745人	756人

（資料：福祉課）

■障害者手帳所持者の等級別の内訳（令和5年4月1日現在）

身体障害者手帳所持者		療育手帳所持者		精神障害者保健福祉手帳 所持者	
1級	169人	㊤(最重度)	4人	1級	16人
2級	64人	㊤の1(最重度)	12人	2級	79人
3級	67人	㊤の2(最重度)	7人	3級	37人
4級	144人	Aの1(重度)	23人		
5級	29人	Aの2(重度)	2人		
6級	30人	Bの1(中度)	28人		
		Bの2(軽度)	45人		
合計	503人	合計	121人	合計	132人

（資料：福祉課）

■身体障がい者（児）の内訳（各年4月1日現在）

	肢体不自由	内部障がい	聴覚・平衡 機能障がい	視覚障がい	音声・そしゃく ・言語機能障がい
令和3年	291人	148人	44人	37人	7人
令和4年	270人	148人	41人	39人	7人
令和5年	256人	158人	42人	40人	7人

（資料：福祉課）

■自立支援医療（精神通院）受給者数（各年4月1日現在）

	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
自立支援医療（精神通院） 受給者数	170人	173人	215人	209人	224人

（資料：福祉課）

■基幹相談支援センター相談件数

	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
基幹相談支援センター 相談件数	1691件	2414件	2607件	2592件

（資料：福祉課）

■茶和会（精神デイケア）利用者数

	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
茶和会（精神デイケア） 利用者数	37人	29人	34人	50人

（資料：福祉課）

(2) 村の障がい児の療育・教育状況

村の障がい児には発達過程において障がいの種類や程度に応じたいろいろな療育・教育の場があります。令和5年4月1日現在における18歳未満の村の障害者手帳所持者のうち身体障害者手帳所持者が7人、療育手帳所持者が27人となっています。

■18歳未満の障がい児の年齢層別の内訳 令和5年4月1日現在

	0~5歳	6~14歳	15~17歳	計
身体障がい児	2人	3人	2人	7人
知的障がい児	2人	17人	8人	27人

(注) 身体障害者手帳もしくは療育手帳の所持者数

(注) 両手帳を所持する児童は、いずれの人数にも計上。

(資料：福祉課)

■しゃぼんだまクラブの利用状況

	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
しゃぼんだま教室 実利用者数	23人	19人	21人	17人
総利用者数	75人	72人	67人	90人

(資料：健康推進課)

小・中学校の障がい児の通学状況

■小学校における障がい児の通学状況 令和5年度

	低学年	高学年	計
小学校特別支援学級	4人	15人	19人
長生特別支援学校	5人	3人	8人

(資料：子ども教育課)

■中学校における障がい児の通学状況 令和5年度

	計
中学校特別支援学級	9人
長生特別支援学校	2人

(資料：子ども教育課)

第3節 アンケート調査結果

1. 調査概要

(1) 調査目的

本調査は、長生村の障がい者施策の基本的な方針を示す計画を見直すにあたり、住民の状況・意向等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

(2) 調査方法

調査票の配布・回収は、郵送により実施しました。

(3) 調査月

令和5年9月

(4) 調査対象者、回収結果及び留意点

対 象	配布数	回収数	回収率
身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者	500 票	240 票	48. 0%

※長生村の住民で身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者から無作為抽出で500人を選定。

※各票の回答率(%)は四捨五入して小数点第1位まで表示しているため、合計が100%にならない箇所があります。

※各票の実数(人数等)については、複数の障がいのある人や手帳の種類に関して未回答の人が含まれているため合計が一致しない場合があります。

2. アンケート調査結果（抜粋）

(1) 現在、どこで暮らしていますか

「一戸建て」が多く、次いで「グループホームなど」が4.8%となっています。

合計	上段:人 下段:%	一戸建て	マンション アパート	公営住宅	グループホ ームなど	高齢者施設	障がい者 施設	その 他	無回答
	240	209	4	0	11	5	2	2	7
		87.1	1.7	0.0	4.8	2.1	0.8	0.8	2.9

(2) どなたと一緒に暮らしていますか ※複数回答可

※(1)で「一戸建て」「マンション・アパート」と回答した人のみ回答

全体では「夫・妻」が43.2%と最も高くなっており、「ひとり暮らし」の人が11.3%となっています。

合計	上段:人 下段:%	ひとり 暮らし	父・母	きょうだい	夫・妻	他の家族 ・親戚	その他	非該 当
	213	24	69	26	92	57	5	5
		11.3	32.4	12.2	43.2	26.8	2.3	2.3

※重複回答があります。

■ひとり暮らしの人への対応について検討が必要となります。

(3) あなたは将来どこで生活したいと思いますか

将来の暮らしについては、「自宅（アパート等）で生活したい」と回答した人が71.3%と多く、「施設入所して生活したい」が10.0%という結果です。

上段:人 下段:%		合計	自宅（アパ ート等）で 生活したい	グループホ ームなどを 利用したい	施設に入所 して生活し たい	その他	無回答
合計		240	171	20	24	4	21
			71.3	8.3	10.0	1.7	8.8
障がい の類別	身体障がい	148	114	5	16	1	12
			77.0	3.4	10.8	0.7	8.1
	知的障がい	46	22	11	8	1	4
			47.8	23.9	17.4	2.2	8.7
	精神障がい	41	29	4	3	3	2
			70.7	9.8	7.3	7.3	4.9

※表については、複数の障がいや未回答の人がいるため合計は一致しない場合があります。

■療育手帳所持者のグループホーム入居希望者が多くなっています。知的障がいに対応するグループホーム等の確保が課題となります。

(4) 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか

※複数回答可

地域で生活するための支援については「経済的な負担の軽減」が55.8%と最も高く、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」39.2%、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」37.1%の順となっています。

上段:人 下段:%	合計	在宅で医療ケアなどが適切に得られること	障がい者に適した住居の確保	必要な在宅サービスが適切に利用できること	生活訓練等の充実	経済的な負担の軽減	相談対応等の充実	地域住民等の理解	その他
合計	240	89	61	94	35	134	82	44	5
		37.1	25.4	39.2	14.6	55.8	34.2	18.3	2.1
身体障がい	148	59	31	68	17	79	39	17	3
		39.9	20.9	45.9	11.5	53.4	26.4	11.5	2.0
知的障がい	46	14	16	14	11	28	25	14	1
		30.4	34.8	30.4	23.9	60.9	54.3	30.4	2.2
精神障がい	41	12	9	11	5	29	21	14	2
		29.3	22.0	26.8	12.2	70.7	51.2	34.1	4.9

※表については、複数の障がいや未回答の人がいるため合計は一致しない場合があります。

■各種手当や年金制度の利用、日常生活用具の基準値見直し等により、負担軽減を的確に行い、ニーズに対応した在宅サービスの基盤整備が求められています。

(5) 障害者総合支援法制度のサービスを今後（今後も）利用したいですか

今後の障害者総合支援法制度のサービス利用意向については、「①居宅介護」が最も多く、次いで「⑬日常生活用具の給付」「⑥生活介護」が多くなっています。

上段：人 下段：%	利用したい	利用したくない	わからない	無回答
①居宅介護	42	13	95	90
	17.5	5.4	39.6	37.5
②重度訪問介護	13	16	109	102
	5.4	6.7	45.4	42.5
③同行援護	18	17	99	106
	7.5	7.1	41.2	44.2
④行動援護	15	17	103	105
	6.3	7.1	42.9	43.7
⑤重度障害者等包括支援	11	19	103	107
	4.6	7.9	42.9	44.6
⑥生活介護	40	16	89	95
	16.7	6.7	37.1	39.5
⑦自立訓練（機能訓練・生活訓練）	29	17	92	102
	12.1	7.1	38.3	42.5
⑧就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）	31	16	93	100
	12.9	6.7	38.8	41.6
⑨就労定着支援	19	21	95	105
	7.9	8.8	39.6	43.7
⑩療養介護	15	16	102	107
	6.3	6.7	42.5	44.5
⑪短期入所	27	20	95	98
	11.3	8.3	39.6	40.8
⑫共同生活援助	29	18	97	96
	12.1	7.5	40.4	40.0
⑬自立生活援助	18	18	98	106
	7.5	7.5	40.8	44.2
⑭施設入所支援	22	19	98	101
	9.2	7.9	40.8	42.1
⑮計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援	29	17	91	103
	12.1	7.1	37.9	42.9
⑯児童発達支援・医療型児童発達支援	8	28	80	124
	3.3	11.7	33.3	51.7
⑰放課後等デイサービス	12	31	76	121
	5.0	12.9	31.7	50.4

上段：人 下段：%	利用したい	利用したくない	わからない	無回答
⑱保育所等訪問支援	4	31	81	124
	1.6	12.9	33.8	51.7
⑲居宅訪問型児童発達支援	4	30	81	125
	1.6	12.5	33.8	52.1
⑳障がい児相談支援	9	28	81	122
	3.8	11.7	33.8	50.7
㉑福祉型児童入所支援・ 医療型児童入所支援	4	31	88	117
	1.6	12.9	36.7	48.8
㉒コミュニケーション 支援事業	7	29	91	113
	2.9	12.1	37.9	47.1
㉓日常生活用具の給付	41	14	88	97
	17.1	5.8	36.7	40.4
㉔移動支援	33	16	87	104
	13.8	6.7	36.3	43.2
㉕日中一時支援事業	21	15	98	106
	8.8	6.3	40.8	44.1
㉖訪問入浴サービス	25	20	94	101
	10.4	8.3	39.2	42.1
㉗補装具の給付・修理	37	15	86	102
	15.4	6.3	35.8	42.5

■サービス利用見込量設定時にこの結果を反映させていきます。

(6) 外出の時に支援が必要ですか

「いつも支援が必要」が25.8%となっています。

上段:人 下段:%	合計	いつも一人で 外出している	いつも一人で 行けるが、調 子が悪い場合 は支援が必要	いつも一人で は支援が必要 が、それ以外 一人でできる 慣れた所には	いつも支援が 必要	その他	無回答	
合計	240	88	21	32	62	8	29	
		36.7	8.8	13.3	25.8	3.3	12.1	
障がいの 類別	身体障がい	148	62	13	15	36	5	17
			41.9	8.8	10.1	24.3	3.4	11.5
	知的障がい	46	7	0	10	22	2	5
			15.2	0.0	21.7	47.8	4.4	10.9
	精神障がい	41	14	8	6	8	1	4
			34.2	19.5	14.6	19.5	2.4	9.8

※表については、複数の障がいや未回答の人がいるため合計は一致しない場合があります。

■外出支援に係るサービスの充実を図る必要があります。

(7) 障害者総合支援制度のサービス以外で利用したいと思うもの、充実すべきだと思うものはどのようなものですか ※複数回答可

全体では「基幹相談支援センター機能の充実」が20.8%と最も多く、知的障がい者では「成年後見制度利用支援事業」が高くなっています。

上段:人 下段:%	合計	基幹相談支援センター 機能の充実	成年後見制度利用支 援事業	「障がい者親の会」 などの活動に支援	地域活動支援 センター事業	意思疎通支援事業	その他	特になし	無回答
合計	240	50	44	13	23	16	1	84	62
		20.8	18.3	5.4	9.6	6.7	0.4	35.0	25.8
身体障がい	148	22	14	7	8	10	0	56	46
		14.9	9.5	4.7	5.4	6.8	0.0	37.8	31.1
知的障がい	46	13	23	5	8	5	0	12	7
		28.3	50.0	10.9	17.4	10.9	0.0	26.1	15.2
精神障がい	41	16	9	3	7	2	1	14	4
		39.0	22.0	7.3	17.1	4.9	2.4	34.1	9.8

※表については、複数の障がいや未回答の人がいるため合計は一致しない場合があります。

■基幹相談支援センター機能の充実と成年後見制度利用促進を図っていきます。また、知的障がいと精神障がいでは、地域活動支援センター事業の充実の希望が多いので、周知と支援を行っていきます。

(8) 基幹相談支援センターを利用したことはありますか

全体では「ある」が10.4%「ない」が76.3%となっております。

合計	上段:人 下段:%	ある	ない	無回答
	240	25	183	32
		10.4	76.3	13.3

■まだ、利用状況としては少ないことが伺えます。

(9) 基幹相談支援センターに相談してみてもいいか

※(8)で「ある」と回答した人のみ回答

全体では、「満足に相談することができ、今後もまた利用したいと思う」が80%、「相談することはできたが、今後の利用は考えていない」が0%となっています。

上段:人 下段:%	合計	満足に相談することができ、今後もまた利用したいと思う	相談することができたが、今後の利用は考えていない	あまり相談することができなかった	無回答
合計	25	20	0	0	5
		80.0	0.0	0.0	20.0

■相談した人は8割以上が満足しているため、今後も更に満足度を高めるような相談を心掛けていきます。

(10) 基幹相談支援センターを利用しなかったのはなぜですか

全体では、「存在を知らなかった」が72.7%と高く、「相談に行きづらい、もしくは遠かった」が2.7%となっています。

上段:人 下段:%	合計	存在を知らなかった	相談の時間が合わなかった	相談に行きづらい、もしくは遠かった	その他	無回答
合計	183	133	2	5	19	24
		72.7	1.1	2.7	10.4	13.1
身体障がい	111	79	1	2	15	14
		71.2	0.9	1.8	13.5	12.6
知的障がい	38	25	2	2	3	6
		65.8	5.3	5.3	7.9	15.7
精神障がい	33	26	0	1	1	5
		78.8	0.0	3.0	3.0	15.2

※表については、複数の障がいや未回答の人がいるため合計は一致しない場合があります。

■存在を知らない人が多いので、広報等を活用して周知を図っていきます。

(11) 障がいがあるということで、差別を受けたことがありますか

知的障がい者で37.0%、精神障がい者で22.0%、身体障がい者で16.9%、
が差別を感じたことがあると回答しています。

上段:人 下段:%	合計	ある	ない	無回答
合計	240	52	164	24
		21.7	68.3	10.0
身体障がい	148	25	108	15
		16.9	73.0	10.1
知的障がい	46	17	22	7
		37.0	47.8	15.2
精神障がい	41	9	30	2
		22.0	73.2	4.8

※表については、複数の障がいや未回答の人がいるため合計は一致しない場合があります。

■広報等で、差別の解消や合理的配慮について周知していく必要があります。

(12) どのような場所で差別を受けたり嫌な思いをしましたか ※複数回答可

※(11)で「ある」と回答した人のみ回答

全体では「学校・仕事場」「買い物などで出かけた外出先」が38.5%と高く、
「住んでいる地域」「公共機関(病院・役場など)」が23.1%となります。

上段:人 下段:%	合計	学校・仕事場	仕事を探すとき	住んでいる地域	買い物などで 出かけた外出先	(病院・役場など) 公共機関	その他	無回答
合計	52	20	11	12	20	12	3	3
		38.5	21.2	23.1	38.5	23.1	5.8	5.8
身体障がい	25	9	7	4	11	6	1	2
		36.0	28.0	16.0	44.0	24.0	4.0	6.0
知的障がい	17	9	3	3	8	5	0	1
		52.9	17.6	17.6	47.1	29.4	0.0	5.9
精神障がい	9	2	2	3	2	2	2	0
		22.2	22.2	33.3	22.2	22.2	22.2	0.0

※表については、複数の障がいや未回答の人がいるため合計は一致しない場合があります。

■差別を受けるケースや場面によって、適切な対応が望めます。長生郡市障害者差別解消支援地域協議会で障がい者差別を解消するための取組を検討します。

(13) あなたは、福祉に関する情報をどこから入手していますか。

※複数回答可

「役場の窓口（基幹相談支援センター）」が35.0%と最も高く、次いで「広報誌などのお知らせ」が高くなっています。また「情報の入手方法がわからない」が4.6%、「情報を入手する手段がない」が1.3%となっています。

上段:人 下段:%	合計	家族・親せき	友人・知人	学校・職場	福祉施設・サービス 事業所	役場の窓口 (基幹相談支援センター)	民生委員・児童委員	障がい者(児)の団体	社会福祉協議会	ボランティア	相談支援専門員 (ケアマネージャー)
合計	240	39	34	16	47	84	8	9	10	5	36
		16.3	14.2	6.7	19.6	35.0	3.3	3.8	4.2	2.1	15.0
身体障がい	148	26	21	6	20	45	6	8	9	4	19
		17.6	14.2	4.1	13.5	30.4	4.1	5.4	6.1	2.7	12.8
知的障がい	46	5	7	8	16	24	0	0	1	0	12
		10.9	15.2	19.6	34.8	52.2	0.0	0.0	2.2	0.0	26.1
精神障がい	41	6	6	0	9	13	1	1	0	0	4
		14.6	14.6	0.0	22.0	31.7	2.4	2.4	0.0	0.0	9.8

上段:人 下段:%	広報誌などのお知らせ	テレビ・ラジオ 新聞・雑誌	インターネット	児童相談所	公共職業安定所 (ハローワーク)	医療機関 (病院や診療所など)	その他	情報の入手方法が わからない	情報を入手する 手段がない	無回答
合計	48	25	39	1	3	47	0	11	3	22
	20.0	10.4	16.3	0.4	1.3	19.6	0.0	4.6	1.3	9.2
身体障がい	35	16	26	0	1	32	0	8	3	12
	23.6	10.8	17.6	0.0	0.7	21.6	0.0	5.4	2.0	8.1
知的障がい	4	2	6	1	1	5	0	1	1	4
	8.7	4.3	13.0	2.2	2.2	10.9	0.0	2.2	2.2	8.7
精神障がい	8	8	7	0	1	13	0	2	0	4
	19.5	19.5	17.1	0.0	2.4	31.7	0.0	4.9	0.0	9.8

※表については、複数回答や未回答の人がいるため合計は一致しない場合があります。

■障がいのある人が必要とする情報へのアクセシビリティを向上させる取組を検討する必要があります。

(14) あなたは、現在仕事をしていますか ※18歳以上の人のみ回答

「仕事をしている」が31.7%で、「仕事をしていない」が61.0%となっています。

上段:人 下段:%	合計	仕事をしている	仕事をしていない	無回答
合計	218	69 31.7	133 61.0	16 7.3
身体障がい	142	40 28.2	89 62.7	13 9.1
知的障がい	34	14 41.1	19 55.9	1 2.9
精神障がい	41	13 31.7	26 63.4	2 4.9

※表については、複数の障がいや未回答の人がいるため合計は一致しない場合があります。

(15) あなたは、収入を得る仕事をしたいと思いますか

※(14)で「仕事をしていない」と回答した人のみ回答

「仕事をしたい」が16.5%で、「仕事をしたくない・できない」が71.4%となっています。また、精神障がいにおいては「仕事をしたい」が42.3%と高くなっています。

上段:人 下段:%	合計	仕事をしたい	仕事はしたくない できない	無回答
合計	133	22 16.5	95 71.4	16 12.0
身体障がい	89	8 9.0	73 82.0	8 9.0
知的障がい	19	4 21.1	14 73.7	1 5.3
精神障がい	26	11 42.3	9 34.6	6 23.1

※表については、複数の障がいや未回答の人がいるため合計は一致しない場合があります。

■相談支援事業所と連携し、就労を希望する人に合った就労継続支援や就労移行支援を提供する必要があります。

(16) 災害時の緊急時に一人で避難できると思いますか

「一人で避難できず、支援してくれる人もいない」が4.2%となっています。

上段:人 下段:%	合計	一人で避難できる	一人で避難できないが、 家族の介助で避難できる	一人で避難できないが、 近所の人などが支援して くれるため避難できる	一人で避難できないが、 施設・病院・学校・寄宿 舎職員等が支援してくれ るため避難できる	一人で避難できず、支援 してくれる人もいない	その他	無回答
合計	240	107	81	4	17	10	7	14
		44.6	33.8	1.7	7.1	4.2	2.9	5.7
身体障がい	148	73	49	2	8	4	3	9
		49.3	33.1	1.4	5.4	2.7	2.0	6.1
知的障がい	46	10	25	0	7	1	2	1
		21.7	54.4	0.0	15.2	2.2	4.3	2.2
精神障がい	41	22	7	2	2	4	2	2
		53.6	17.0	4.9	4.9	9.8	4.9	4.9

※表については、複数回答や未回答の人がいるため合計は一致しない場合があります。

■個別避難計画の作成を検討していく必要があります。

(17) 大地震などの災害時に不安に思うことは何ですか ※複数回答可

「避難所で必要な医薬品や医療が受けられるか」が53.3%と最も高く、次いで「安全な場所に避難できるか（迅速な避難行動）」「避難所で十分な食料や衣料を得られるか」が高くなっています。

上段:人 下段:%	合計	避難所で必要な医薬品 や医療が受けられるか	安全な場所に避難できる か（迅速な避難行動）	避難所で十分な食料や 衣料を得られるか	避難後に生活できる場所 が確保できるか	衛生的な避難生活が できるか	障がいや疾患が 悪化しないか	避難所の設備が障がい に対応しているか
合計	240	128 53.3	116 48.3	105 43.8	94 39.2	89 37.1	79 30.4	78 32.5
身体障がい	148	82 55.4	66 44.6	60 40.5	54 36.5	53 35.8	49 33.1	49 33.1
知的障がい	46	19 41.3	23 50.0	22 47.8	22 47.8	15 32.6	10 21.7	17 37.0
精神障がい	41	24 58.5	24 58.5	20 48.8	18 43.9	19 46.3	23 56.1	14 34.1

上段:人 下段:%	災害に関する情報を 得られるか	他の避難者と同じく 生活できるか	避難所で必要な介助を 受けられるか	避難所で、手話や要約筆 記などのコミュニケーション 支援を受けられるか	わからない	特に不安に思うことは ない	その他	無回答
合計	77 32.1	73 30.4	60 25.0	13 5.4	9 3.8	5 2.1	3 1.3	13 5.4
身体障がい	43 29.1	27 18.2	38 25.7	9 6.1	5 3.4	5 3.4	3 2.0	8 5.4
知的障がい	13 28.3	22 47.8	14 30.4	2 4.3	2 4.3	0 0.0	0 0.0	2 4.3
精神障がい	16 39.0	23 56.1	7 17.1	1 2.4	2 4.9	0 0.0	0 0.0	2 4.9

※表については、複数回答や未回答の人がいるため合計は一致しない場合があります。

■障がいのある人に配慮した避難所対策を関係部署と検討していく必要があります。

第3章 計画の基本理念と基本目標

第1節 計画の基本理念

本村では、第6次長生村総合計画で「夢がある、生きがいを感じる、住んで良かった長生村」を将来像にまちづくりを進めていますが、福祉分野においては「誰もが健やかに、生きがいをもって暮らせる村」を目標に掲げています。

また千葉県では、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を平成19年7月に施行しており、本計画でも、第6次長生村総合計画や県条例の趣旨を受け継ぐとともに、ノーマライゼーションを基盤として、障がいの有無にかかわらず、すべての村民が共に生きる地域社会の実現を目指します。

＜基本理念＞

障がいのある人もない人も
共に暮らしやすいむらづくり

第2節 計画の基本目標

基本理念の実現のため、次の5つの基本目標を定め、村民、団体、行政が一体となって、本計画に定める施策の推進を図ります。

1 障がい福祉サービスの充実

訪問系、日中活動系、居住系、地域生活支援事業の各サービスについて、障がいのある人それぞれの必要性和、状況にあったきめ細やかなサービスが受けられるよう努めます。

2 保健・医療・教育・福祉の充実

健康診査等による障がいの早期発見と早期療育に向けた適切なフォローに努め、生活習慣病に起因する障がいの発生予防のための健康づくりを推進します。また、障がいのある子どもの包括的な支援体制を構築するため、母子保健、子育て、保育、教育関連部署で連携を図り、相談支援機能を充実させます。

3 障がいのある人の社会参加の促進

地域での「暮らし」と「自立した生活」を支援・促進するため、就労の機会づくり、定着・継続のための相談等生活支援を行います。また、地域活動や芸術・文化・スポーツ等へ参加しやすい環境づくりを促進します。

さらに、権利擁護の推進を図り、障がいによる差別のない地域社会を目指した包括的な支援体制に努めます。

4 福祉のまちづくりの推進

障がいのある人が日常生活に不便を感じることなく、安全・快適な暮らしができるようバリアフリーに配慮した生活基盤の整備と、地域住民の協力による防犯や、災害時における避難誘導體制等の確保のため、避難行動要支援者避難支援計画を策定し個別支援体制の確保を推進していきます。

5 計画の推進

障がいのある人が地域と積極的に関わりながら、自立した生活を営むことができるよう、障がいや障がいのある人についての地域住民の理解と、地域福祉への住民参加を促進するとともに、本計画の着実な推進を図ります。

第3節 施策の体系

1. 施策の体系

施策展開の考え方と施策の体系を示すと、以下のとおりです。

<p>(1) 障がい福祉サービスの充実</p>	<p>①福祉サービス等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービスの給付 ・障がい児福祉サービスの給付 ・相談支援体制の充実 ・地域生活支援事業の提供
<p>(2) 保健・医療・教育・福祉の充実</p>	<p>①療育、保育、就学前教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期療育の充実 ・保育の充実 <p>②特別支援教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある児童生徒への教育の充実 ・就職、修学、進路指導の推進 <p>③保健、医療の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいの発生予防、早期発見 ・保健、医療との連携
<p>(3) 障がいのある人の社会参加の促進</p>	<p>①雇用・就労の促進と安定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者雇用の促進 <p>②生涯学習や文化活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の充実 ・スポーツ・レクリエーション活動の充実 <p>③差別の解消及び権利擁護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差別解消の推進と合理的配慮の普及 ・虐待の防止 ・権利擁護の推進
<p>(4) 福祉のまちづくりの推進</p>	<p>①安心・安全な環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進 ・移動手段の充実 <p>②防災対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要支援者対策の推進
<p>(5) 計画の推進</p>	<p>①計画の実施体制の強化</p>

第2部

各論

障がい福祉計画

障がい児福祉計画

第4章 障がい福祉サービスの充実 （「障がい福祉計画」）

障がい福祉計画において令和3年度から令和5年度の実績値と、令和6年度から令和8年度の見込量は次のとおりとなります。なお、令和5年度の数値は令和5年10月時点の実績見込値となります。

第1節 訪問系サービスの充実

【施策の内容】

1. 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

居宅介護では、障がい者・児のいる家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行います。

【サービス提供見込量と実績】（単位：上段：時間／月、下段：実人／月）

居宅介護 (ホームヘルプ)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込値	390	400	410	352	384	416
	18	20	22	22	24	26
実績値	333	359	298			
	21	23	19			

■サービス見込量算出の考え方

第6期計画では、第5期の実績をもとに平均実利用者数20人で設定。

第7期計画では、第6期の実績・ニーズを勘案し、平均実利用者数24人で見込量を設定。

重度訪問介護では、重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護を行います。

【サービス提供見込量と実績】（単位：上段：時間／月、下段：実人／月）

重度訪問介護	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込値	200	200	200	140	140	140
	1	1	1	1	1	1
実績値	140	72	131			
	1	1	1			

■サービス見込量算出の考え方

第6期計画では、第5期の実績をもとに平均実利用者数1人で設定。

第7期計画では、第6期の実績・ニーズを勘案し、平均実利用者数1人で見込量を設定。

同行援護では、視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者・児に移動に必要な情報の提供（代筆、代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

行動援護では、知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な障がい者・児に対して、家庭及び外出時にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や介護を行います。

重度障害者等包括支援では、障害支援区分 6（児童については区分 6 相当）で意思の疎通に著しい困難を伴う障がい者・児に対して、居宅介護などの複数のサービスを包括的に行います。

【サービス提供見込量と実績】（単位：上段：日数／月、下段：実人／月）

同行援護・行動援護 ・重度障害者等包括支援	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
見込値	0	0	0	5	5	5
	0	0	0	1	1	1
実績値	0	0	0			
	0	0	0			

■ サービス見込量算出の考え方

同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援は実績がありませんが、ニーズを勘案して平均実利用者数 1 人で見込量を設定

2. 訪問系サービスにおける見込量確保の方策

- ◆ 3障がいすべての障がいに対応できる事業所やホームヘルパーの確保・養成に努めます。
- ◆ 重度訪問介護や重度障害者等包括支援に関しては、対象者が限られるため、対象となる要件やサービスの内容について情報の周知を行い、サービスが利用しやすい体制を整えます。

第2節 日中活動系サービスの充実

【施策の内容】

1. 生活介護

地域や入所施設において常時介護等の支援が必要であり、主として昼間に入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

【サービス提供見込量と実績】 (単位：上段：延人日/月、下段：実人/月)

生活介護	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込値	680	690	700	710	770	830
	38	40	42	39	42	45
実績値	707	689	678			
	39	38	36			

【サービス提供見込量 ※生活介護内の人数の内訳】 (単位：実人/月)

重度障がい者の生活介護	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込値	28	29	30
うち強度行動障がい	12	13	14
うち高次脳機能障がい	2	2	2
うち医療的ケアを必要とする者	5	5	5

■ サービス見込量算出の考え方

第6期計画では、第5期の実績をもとに平均実利用者数40人で設定

第7期計画では、第6期の実績・ニーズを勘案し、平均実利用者数42人で見込量を設定。

重度障がい者の生活介護は、現在の利用状況を踏まえ平均実利用者数29人で見込量を設定。

重度障がい者の生活介護のうち、強度行動障がい・高次脳機能障がい・医療的ケアを必要とする人は、現在の利用状況を踏まえ平均実利用者数をそれぞれ、13人・2人・5人で見込量を設定。

2. 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

機能訓練では障がい者支援施設もしくはサービス事業所において、または居宅を訪問することにより、地域生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上等の支援が必要な身体障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

生活訓練では障がい者支援施設もしくはサービス事業所において、または居

宅を訪問することにより、地域生活を営むうえで生活能力の維持・向上などの支援が必要な障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【サービス提供見込量と実績】 (単位：上段：延人日/月、下段：実人/月)

自立訓練（機能訓練）	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込値	15	15	15	15	15	15
	1	1	1	1	1	1
実績値	0	0	0			
	0	0	0			
自立訓練（生活訓練）						
見込値	100	110	120	36	48	60
	10	11	12	3	4	5
実績値	202	167	6			
	18	14	2			

【サービス提供見込量 ※自立訓練（生活訓練）内の人数の内訳】 (単位：実人/月)

精神障がい者の 自立訓練 （生活訓練）	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込値	3	3	3

■サービス見込量算出の考え方

第6期計画では自立訓練（機能訓練）について平均実利用者数1人で設定、自立訓練（生活訓練）について平均実利用者数11人で見込量を設定。

第7期計画では自立訓練（機能訓練）について平均実利用者数1人で設定、自立訓練（生活訓練）について平均実利用者数4人で見込量を設定。

精神障がい者の自立訓練（生活訓練）は、現在の利用状況を踏まえ平均実利用者数3名で見込量を設定。

3. 就労選択支援 ※令和7年度までを目途に開始予定

特別支援学校卒業見込者等が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法等を活用して、本人の希望、就労能力に合った進路を案内します。

【サービス提供見込量と実績】 (単位：実人/月)

就労選択支援	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込値		2	2

■サービス見込量算出の考え方

第7期計画では、平均実利用者数2人で見込量を設定。

4. 就労移行支援

一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用または在宅就労等が見込まれる 65 歳未満の人を対象に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

【サービス提供見込量と実績】 (単位：上段：延人日／月、下段：実人／月)

就労移行支援	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込値	110	120	130	60	70	80
	8	9	10	6	7	8
実績値	58	56	58			
	5	6	5			

■サービス見込量算出の考え方

第6期計画では、第5期の実績をもとに平均実利用者数9人で設定。

第7期計画では、第6期の実績及び一般就労への移行等人数を勘案し、平均実利用者数7人で見込量を設定。

5. 就労継続支援（A型・B型）

就労継続支援A型では、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援B型では、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、B型の利用が適当と判断された人、50歳に達している人または障害基礎年金1級受給者などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

【サービス提供見込量と実績】 (単位：上段：延人日／月、下段：実人／月)

A型（雇用型）	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込値	23	23	23	108	144	180
	1	1	1	6	8	10
実績値	22	46	92			
	1	3	5			
B型（非雇用型）						
見込値	400	410	420	780	840	900
	28	29	30	52	56	60
実績値	376	465	724			
	30	39	48			

■サービス見込量算出の考え方

就労継続 A 型において、第 6 期計画では、平均実利用者数 1 人で設定。

第 7 期計画では、第 6 期の実績及び一般就労への移行等人数を勘案し、平均実利用者数 8 人で見込量を設定。

就労継続 B 型において、第 6 期計画では、平均実利用者数 29 人で設定。

第 7 期計画では、第 6 期の実績及び一般就労への移行等人数を勘案し、平均実利用者数 56 人で見込量を設定。

6. 就労定着支援

就労に伴う生活面の課題に対応できるよう事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

【サービス提供見込量と実績】

(単位：実人/月)

就労定着支援	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
見込値	2	2	2	3	4	5
実績値	3	3	3			

■サービス見込量算出の考え方

第 6 期計画では、平均実利用者数 2 人で設定。

第 7 期計画では、第 6 期の実績及び一般就労への移行等人数を勘案し、平均実利用者数 4 人で見込量を設定。

7. 療養介護

病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって障害支援区分 6 で、気管切開をともなう人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、障害支援区分 5 以上の筋ジストロフィー患者または重度心身障がい者を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

【サービス提供見込量と実績】

(単位：実人/月)

療養介護	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
見込値	1	1	1	1	1	1
実績値	0	0	1			

■サービス見込量算出の考え方

第 6 期計画では、第 5 期の実績をもとに平均実利用者数 1 人で設定。

第 7 期計画では、第 6 期の実績・ニーズを勘案し、平均実利用者数 1 人で見込量を設定。

8. 短期入所（ショートステイ）

居宅で介護する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がい者・児に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。短期入所は、一般的な「福祉型」と医療的ケアが必要とされる障がい者・児に対しての「医療型」があります。

【サービス提供見込量と実績】（単位：上段：延人日／月、下段：実人／月）

短期入所（福祉型）	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込値	30	35	40	50	60	70
	10	12	14	10	12	14
実績値	18	17	31			
	6	5	8			

【サービス提供見込量 ※短期入所（福祉型）内の人数の内訳】（単位：実人／月）

重度障がい者の 短期入所（福祉型）	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込値	7	7	7
うち強度行動障がい	1	1	1
うち高次脳機能障がい	1	1	1
うち医療的ケアを必要とする人	3	3	3

■サービス見込量算出の考え方

第6期計画では、第5期の実績をもとに平均実利用数12人で設定。

第7期計画では、第6期の実績・ニーズを勘案し、平均実利用数12人で見込量を設定。

重度障がい者・児の短期入所（福祉型）は、現在の利用状況を踏まえ平均実利用数7人で見込量を設定。

重度障がい者・児の短期入所（福祉型）のうち、強度行動障がい・高次脳機能障がい・医療的ケアを必要とする人は、現在の利用状況を踏まえ平均実利用数をそれぞれ、1人・1人・3人で見込量を設定。

【サービス提供見込量と実績】（単位：上段：延人日／月、下段：実人／月）

短期入所（医療型）	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込値	5	5	5	5	5	5
	1	1	1	1	1	1
実績値	0	0	0			
	0	0	0			

■サービス見込量算出の考え方

第6期計画では、第5期の実績をもとに平均実利用数1人で設定。

第6期計画では、第6期の実績・ニーズを勘案し、平均実利用数1人で見込量を設定。

9. 日中活動系サービスにおける見込量確保の方策

- ◆地域での生活を進めていくうえでは、日中活動の場が必要となります。そのため、サービス利用希望者を把握するとともに、村内をはじめ、近隣市町にあるサービス提供事業者のサービス提供移行時期を明確にし、利用希望者に事業者情報を提供していきます。
- ◆就労支援については、庁内の関係各課や関連機関、サービス提供事業所や、村内の企業等とも連携して、障がいのある人の雇用の創出に努めます。
- ◆短期入所については、突発的なニーズに対応できるよう、身近な地域においてサービス提供体制の整備に努めます。



第3節 居住系サービスの充実

【施策の内容】

1. 共同生活援助

共同生活援助（グループホーム）では、生活介護や就労している、または就労継続支援などの日中活動を利用している身体障がいのある人、知的障がいのある人及び精神障がいのある人であって、日常生活上の支援を必要とする人を対象に、地域において自立した日常生活に向けて介護や支援を行います。また、入浴・排泄・食事の介護等の必要性が認定されている人にはサービスを提供します。

【サービス提供見込量と実績】

（単位：実人／月）

共同生活援助	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込値	21	22	23	39	42	45
実績値	31	35	36			

■サービス見込量算出の考え方

第6期計画では、第5期の実績を勘案し平均実利用数22人で設定。

第7期計画では、第6期の実績・ニーズを勘案し、平均実利用数42人で見込量を設定。

【サービス提供見込量と実績 ※共同生活援助内の人数の内訳】（単位：実人／月）

精神障がい者の共同生活援助	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込値	9	10	11	20	22	24
実績値	17	18	18			

■サービス見込量算出の考え方

第6期計画では、第5期の実績を勘案し平均実利用数10人で設定。

第7期計画では、第6期の実績・ニーズを勘案し、平均実利用数22人で見込量を設定。

【サービス提供見込量 ※共同生活援助内の人数の内訳】（単位：実人／月）

重度障がい者の共同生活援助	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込値	13	14	15
うち強度行動障がい	6	7	8
うち高次脳機能障がい	2	2	2
うち医療的ケアを必要とする人	3	3	3

■サービス見込量算出の考え方

第7期計画では、第6期の実績・ニーズを勘案し、平均実利用数14人で見込量を設定。

重度障がい者の共同生活援助のうち、強度行動障がい・高次脳機能障がい・医療的ケアを必要とする人は、現在の利用状況を踏まえ平均実利用数をそれぞれ、7人・2人・3人で見込量を設定。

2. 自立生活援助

障がい者支援施設等を利用していた障がい者等でひとり暮らしを希望する人を対象に、ひとり暮らしに必要な理解力・生活力を補うため、一定期間にわたり定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を提供します。

【サービス提供見込量と実績】 (単位：実人／月)

自立生活援助	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込値	0	0	0	0	0	0
実績値	0	0	0			

【サービス提供見込量と実績※自立生活援助内の内訳】 (単位：実人／月)

精神障がい者の自立生活援助	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込値	0	0	0	0	0	0
実績値	0	0	0			

■サービス見込量算出の考え方

第6期計画では、第5期において実績がないため見込量0人で設定。

第7期計画では、第6期の実績・ニーズを勘案し、平均実利用者数0人で見込量を設定。

精神障がい者の自立生活援助は、実績がないため0人で見込量を設定。

3. 施設入所支援

施設に入所し、自立訓練もしくは就労移行支援または就労継続支援 B 型の対象者のうち、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人、または生活介護の対象者に対して、主として夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【サービス提供見込量と実績】

(単位：実人／月)

施設入所支援	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込値	15	15	14	13	13	12
実績値	17	15	13			

■サービス見込量算出の考え方

第6期計画では、第5期の実績を勘案し平均実利用数14人で設定。

第7期計画では、第6期の実績及び地域生活支援の移行を勘案し平均実利用数12人で見込量を設定。

4. 居住系サービスにおける見込量確保の方策

- ◆共同生活援助（グループホーム）については、障がいのある人の地域移行を進めるためには今後も整備が必要となるため、地域の理解を深めながら整備していくとともに、空き家など社会資源の活用を検討し、生活の場の確保に努めていきます。特に重度障がい者が利用できる共同生活援助（グループホーム）については、さらなる整備の促進を目指します。
- ◆施設入所支援については、現在本村で利用実績のある施設と連携をとり提供体制の確保を行うほか、障害支援区分の判定により、サービスを必要とする障がいのある人が利用できるよう努めます。また、現状のサービス提供体制を確保しながら成果目標に沿って、地域生活への移行を進め、利用者数を削減していきます。
- ◆日中活動系サービスと居住系サービスを相互に利用する障がいのある人のために、事業所ごとのネットワーク体制の構築に努めます。

第4節 その他の障がい福祉サービス

【施策の内容】

1. 相談支援（計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援）

（1）計画相談支援

障がい者の心身の状況や環境、障がい福祉サービスや地域相談支援の利用の意向等を勘案して、支給決定及び支給決定の変更前にサービス等利用計画案を作成するとともに、支給決定後の一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

（2）地域移行支援

障がい者支援施設や精神科病院等に入院・入所している障がい者の住居の確保、その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。

（3）地域定着支援

居宅でひとり暮らしをしている障がい者等との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対し相談等を行います。

【サービス提供見込量と実績】

（単位：実人／月）

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画相談支援	見込値	18	20	22	38	40	42
	実績値	31	35	36			
地域移行支援	見込値	3	3	3	3	3	3
	実績値	2	2	2			
地域定着支援	見込値	2	2	2	8	8	8
	実績値	7	7	6			
精神障がい者の 地域移行支援	見込値	2	2	2	2	2	2
	実績値	2	2	2			
精神障がい者の 地域定着支援	見込値	1	1	1	6	6	6
	実績値	4	4	4			

■サービス見込量算出の考え方

第7期計画では、計画相談支援については、第6期での実績を基に段階的に拡大し見込量を設定。地域移行支援については、精神障がい者の退院に関する基盤整備量2人とニーズを勘案して1人追加し、3人を見込量として設定。地域定着支援については、単身の障がい者や家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない人を8人として見込量を設定。

2. 自立支援医療の支給

自立支援医療は、育成医療（身体障がい児が生活する能力を得るために必要な医療）、更生医療（身体障がい者が更生するために必要な医療）、精神通院医療（精神疾患を有する人で通院による精神医療）といった公費負担医療を統合し、制度間の格差をなくし一元化したもので、障がいのある人の心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療となります。これらの医療にかかる、医療費用の一部を支給します。

3. 療養介護利用者の医療の支給

医療が必要で、なおかつ常時介護を必要とする身体障がい者が医療施設からサービス（療養介護）を受けた際に、それに要した医療費用の一部を支給します。

4. 補装具費の支給

補装具（身体機能を補完・代替し、かつ長時間にわたり継続して使用されるもの）の購入・修理時にかかる費用の支給を行います。

5. その他の障がい福祉サービスにおける見込量確保の方策

- ◆計画相談支援については、今後も利用者の増加に備えて、幅広い事業者の参入を促進し、支援を必要とする利用者に対するサービス利用の調整やモニタリングなどの支援が提供される体制を確保します。
- ◆地域移行支援、地域定着支援については、関係機関との連携により、施設に入所している人や入院中の精神障がいのある人だけでなく、単身で障がいのある人が地域で生活できるよう、取組を進めます。
- ◆長生圏域では相談支援事業所が足りていない現状にあります。長生郡市総合支援協議会及び関係機関と連携し、充足できる方法を検討します。

第5節 地域生活支援事業の推進

地域生活支援事業は市町村及び都道府県が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施する事業です。障がいのある人の日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として必ず実施することとされており、地域の実情等により自主的に取り組む「任意事業」とともに、効果的なサービスの提供を目指します。

【施策の内容】 **必須事業**

1. 相談支援事業

(1) 障がい者相談支援事業

障がいのある人やその家族の相談に応じながら、福祉サービスにかかる情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介、社会生活力を高めるための支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整など、権利擁護のための必要な援助を行います。

(2) 地域総合支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす総合支援協議会を設置・運営し、相談支援事業の評価や困難事例への対応等にかかる協議・調整等を行います。

(3) 基幹相談支援センター

平成 24 年度より福祉課内に設置されました。地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談等業務（総合相談、専門相談、権利擁護、虐待防止、地域移行、地域定着、ひきこもり支援など）を総合的にを行います。

(4) 市町村相談支援機能強化事業

困難ケースへの対応や、相談支援事業者への指導・助言を行うために必要な社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的職員の配置に努めます。

(5) 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人に対し、基幹相談支援センターにおいて入居に必要な調整等にかかる支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人の地域生活を支援します。

2. 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的または精神に障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を支援し、これらの方々の権利擁護を図ります。

3. 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するための体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ることを目的とします。

【サービス提供見込】

事業名	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	単 位
障がい者相談支援事業	1	1	1	箇所
地域総合支援協議会	有	有	有	実施の有無
基幹相談支援センター	有	有	有	実施の有無
市町村相談支援機能強化事業	有	有	有	実施の有無
住宅入居等支援事業	無	無	有	実施の有無
成年後見制度利用支援事業	2	2	2	利用者数
成年後見制度法人後見支援事業	無	無	有	実施の有無

■ サービス見込算出の考え方

住宅入居等支援事業並びに成年後見制度法人後見支援事業については、令和8年度の実施を目途に検討する。

4. 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳、要約筆記等の方法により障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。また、手話表現技術を習得した人を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人が、自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう手話奉仕員養成研修を実施します。

また、手話通訳者を役場内に設置する事業に関しても、ニーズ等を勘案し今後検討していきます。

事業名	事業の内容
手話通訳者派遣事業	聴覚障がい者がその他の人と話すとき、意思疎通を円滑にするため手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	聴覚障がい者に話の内容をその場で文字にして伝える、要約筆記者を派遣します。

【サービス提供見込量と実績】

(単位：実人／年)

意思疎通支援事業	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話通訳者派遣事業						
見込値	5	5	5	7	7	7
実績値	6	7	7			
要約筆記者派遣事業						
見込値	2	2	2	1	1	1
実績値	0	0	0			

■サービス見込量算出の考え方

手話通訳者派遣事業並びに要約筆記者派遣事業について、第7期計画では、第6期の実績を勘案し見込量を設定。

5. 日常生活用具給付事業

重度の障がい者・児を対象に、日常生活上の便宜を図るために日常生活用具を給付または貸与します。

【サービス提供見込量と実績】

(単位：件)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
日常生活用具等給付事業						
介護訓練支援用具（特殊寝台・特殊マット・入浴担架・移動用リフト等）						
見込値	3	3	3	3	3	3
実績値	6	3	0			
自立生活支援用具（入浴補助用具・便器・T字状・棒状のつえ・頭部保護帽等）						
見込値	4	4	4	3	3	3
実績値	1	2	1			
在宅療養等支援用具（透析液加湿器・ネブライザー・盲人用体温計（音声式）等）						
見込値	2	2	2	3	3	3
実績値	2	0	2			
情報・意志疎通支援用具（携帯用会話補助装置・情報通信支援用具・人工咽頭等）						
見込値	1	1	1	2	2	2
実績値	0	2	0			
排泄管理支援用具（ストーマ装具・紙おむつ等）						
見込値	290	290	290	473	509	545
実績値	371	407	437			
住宅改修費						
見込値	1	1	1	1	1	1
実績値	1	0	1			

■サービス見込量算出の考え方

第6期計画では、第5期の実績を勘案し設定。

第7期計画では、第6期の実績・ニーズを勘案し、見込量を設定。

6. 移動支援事業

地域での自立した生活や社会参加を促すことを目的として、屋外での移動に困難がある身体障がい・知的障がい・精神障がいのある人や障がい児を対象に、外出ヘルパーによる移動支援を行います。

【サービス提供見込量と実績】

(単位：実人／年)

移動支援事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込値	7	7	7	5	5	5
実績値	1	3	3			

■サービス見込量算出の考え方

第6期計画では、第5期計画の実績を勘案し平均実利用者数7人で設定。

第7期計画では、第6期の実績・ニーズを勘案し、平均実利用者数5人で見込量を設定。



7. 地域活動支援センター事業

創作的活動や生産活動の機会の提供のほか、社会との交流の促進など多様な活動の場を設ける基礎的事業に加え、機能を強化するための事業をあわせて行います。

強化事業としては、Ⅰ型～Ⅲ型までの3種類があります。

Ⅰ型：相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及活動等の事業を実施。

Ⅱ型：機能訓練、社会適応訓練等、自立と生きがいを高めるための事業を実施。

Ⅲ型：運営年数及び実利用人員が一定数以上の小規模作業所の支援を実施。

（このほか、Ⅲ型には個別給付事業所に併設するタイプの施設を想定。）

【サービス提供見込量と実績】

（単位：箇所）

基礎的事業		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込値		1	1	1	1	1	1
実績値		1	1	1			
機能 強 化 事 業	地域活動支援センター Ⅰ型						
	見込値	1	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1			
	地域活動支援センター Ⅱ型						
	見込値	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0			
	地域活動支援センター Ⅲ型						
	見込値	0	0	0	0	0	0
実績値	0	0	0				

■サービス見込量算出の考え方

※地域活動支援センターⅠ型は、本村では、長生地域生活支援センターに委託して実施しています。

※地域活動支援センターⅡ型・Ⅲ型は、近隣に事業所はなく利用実績がないため0箇所で見込量を設定。

8. 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図るよう努めます。

基幹相談支援センターは広報活動により、理解と知識の普及を推進します。また、長生郡市総合支援協議会で開催される研修会等に参加し、事例研究と情報収集を行います。

9. 自発的活動支援事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図るよう努めます。

10. 手話奉仕員養成事業

手話表現技術を取得したものを養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活を営む手助けができるように、手話奉仕員養成研修を実施します。

【サービス提供見込量と実績】

(単位：参加者数)

手話奉仕員養成事業	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込値	7	7	9	4	2	2
実績値	2	2	4			

■サービス見込量算出の考え方

手話奉仕員養成研修は、長生郡市7市町村共同で2年間の養成講座の実施を計画しています。第5期は令和5年度～令和6年度、第6期は令和7年度～令和8年度の研修課程になっています。

任意事業

1. 訪問入浴サービス事業

地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

【サービス提供見込量と実績】

(単位：上段：箇所、下段：実人／年)

訪問入浴サービス事業	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込値	1	1	1	2	2	2
	1	1	1	3	3	3
実績値	1	2	2			
	1	3	2			

■ サービス見込量算出の考え方

第6期計画では、事業所1箇所、平均実利用者数1人で設定。

第7期計画では、第6期の実績・ニーズを勘案し、事業所2箇所、平均実利用者数3人で見込量を設定。

2. 自動車運転免許取得・改造助成事業

障がいのある人が自動車運転免許の取得及び自動車の改造をする際に要する費用の一部を助成します。

【サービス提供見込量と実績】

(単位：利用者数)

自動車運転免許取得・改造助成事業	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込値	1	1	1	1	1	1
実績値	1	2	0			

■ サービス見込量算出の考え方

第6期計画では、利用者1人で設定。

第7期計画では、第6期の実績・ニーズを勘案し、利用者数1人で見込量を設定。

3. 日中一時支援事業

在宅で介護している家族の就労及び一時的な休息のため、一時的に見守り等の支援が必要と認められる障がいのある人の日中における活動の場を確保し、日常的な訓練や支援を行います。また、地域の交通事情も考慮して、送迎加算をつけていますが、今後も利用者の利便性に配慮します。

【サービス提供見込量と実績】

(単位：上段：箇所、下段：実人／年)

日中一時支援事業	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込値	4	4	4	8	8	8
	10	10	10	5	5	5
実績値	7	7	8			
	4	3	3			

■サービス見込量算出の考え方

第6期計画では、第5期の実績を勘案し4箇所、平均実利用者数10人で設定。

第7期計画では、第6期の実績・ニーズを勘案し、8箇所、平均実利用者数5人で見込量を設定。

4. 高額地域生活支援事業

月額利用負担上限額を超えた利用者に対して、超えた部分を利用者へ返還して障がい者等の経済的負担の軽減に努めます。

5. 点字図書給付事業

視覚障がい者が情報を得るために、6タイトル24巻を限度として点字翻訳料を給付し、共生社会の実現を図るよう努めます。

6. 地域生活支援事業における見込量確保の方策

- ◆村単独で実施する事業のほか、必要に応じて近隣市町や県との連携を図り、円滑にサービスを提供できる体制を整備します。
- ◆各事業に関して情報提供に努め、必要な人がサービスを利用できる環境の整備を図ります。
- ◆昨今の物価高騰の影響により紙おむつ等が基準値内では十分な給付が受けられない状態が散見されていることから、他自治体の基準額調査、事業者へのヒアリング等を行い、状況に応じて基準値の見直しを実施します。

第5章 障がい児福祉サービスの充実

（「障がい児福祉計画」）

障がい児福祉計画において令和3年度から令和5年度の実績値と、令和6年度から令和8年度の見込量は次のとおりとなります。なお、令和5年度の数値は令和5年10月時点の実績見込値となります。

第1節 障がい児通所支援、相談支援等のサービスの充実

平成24年度から児童福祉法の改正により障がい児の支援体制が改められ、「障がい児通所支援」として規定され、市町村が実施主体となりました。（障がい児の入所支援については引き続き都道府県が実施）

また、障がい児の相談支援についても、市町村が指定する「指定障害児相談支援事業所」が、障がい児支援利用計画（障がい者の計画相談支援に基づくサービス等利用計画に相当）を作成することになります。

【施策の内容】

1. 児童発達支援

日常生活における基本的動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

【サービス提供見込量と実績】

（単位：上段：延人日／月 下段：実人／月）

児童発達支援	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込値	75	95	115	96	108	120
	6	7	8	8	9	10
実績値	90	81	84			
	9	7	7			

■サービス見込量算出の考え方

第6期計画では、第5期の実績を勘案し平均実利用者数7人で設定

第7期計画では、第6期の実績・ニーズを勘案し、平均実利用者数9人で見込量を設定。

2. 放課後等デイサービス

就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流を行います。

【サービス提供見込量と実績】

(単位：上段：延人日 / 月、下段：実人 / 月)

放課後等デイサービス	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込値	185	190	195	264	276	288
	16	17	18	22	23	24
実績値	184	247	236			
	19	22	21			

■サービス見込量算出の考え方

第6期計画では、第5期の実績を勘案し平均実利用者数17人で設定。

第7期計画では、第6期の実績・ニーズを勘案し、平均実利用者数23人で見込量を設定。

3. 保育所等訪問支援

保育所等を利用している・今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

【サービス提供見込量と実績】

(単位：上段：延人日 / 月、下段：実人 / 月)

保育所等訪問支援	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込値	8	8	8	6	6	6
	2	2	2	3	3	3
実績値	2	0	4			
	1	0	2			

■サービス見込量算出の考え方

第6期計画では、第5期の実績を勘案し平均実利用者数2人で設定。

第7期計画では、第6期の実績・ニーズを勘案し、平均実利用者数3人で見込量を設定。

4. 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の状態にある障がい児であり、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。

【サービス提供見込量と実績】 (単位：上段：延人日/月、下段：実人/月)

居宅訪問型 児童発達支援	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込値	1	1	1	1	1	1
	1	1	1	1	1	1
実績値	0	0	0			
	0	0	0			

■サービス見込量算出の考え方

第6期計画では、第5期の実績を勘案し平均実利用者数1人で設定。

第7期計画では、第6期の実績・ニーズを勘案し、平均実利用者数1人で見込量を設定。

5. 障がい児相談支援

障がい児通所支援の利用に係る内容等を定めたサービス利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。

【サービス提供見込量と実績】 (単位：実人/月)

障がい児相談支援	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込値	7	8	9	13	14	15
実績値	8	10	11			

■サービス見込量算出の考え方

第6期計画では、第5期の実績を勘案し平均実利用者数8人で設定。

第7期計画では、第6期の実績・ニーズを勘案し、平均実利用者数14人で見込量を設定。

6. 障がい児通所支援サービスにおける見込量確保の方策

- ◆長生圏域に児童発達支援・保育所等訪問事業を実施している事業所が少ないため、施設と連携を図り障がいのある子どもにとって身近な地域で支援を受けられるようサービス提供の基盤作りに努めます。
- ◆障がい児支援に対し、関係各課及び関係機関と密な連携を図り、きめ細やかな支援提供が図れるように努めます。
- ◆長生圏域には障がい児が利用できる社会資源が乏しい現状にあります。長生郡市総合支援協議会及び関係機関と連携し、充足できる方法を検討します。



第2節 保健・医療・教育・福祉の充実

近年では、国全体としての少子化が進んでいる一方で、発達において支援や見守りが必要な児童や障がいのある児童の増加、また障がいの重度・多様化の傾向があることが指摘されています。

本村では、「長生村子ども・子育て支援事業計画」と連携を図り、すべての児童が健やかに育つように、障がいのある児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた適切な支援に努めていく必要があります。身近な地域の中で支援を受けられる環境、一人ひとりの状況や意向にあった教育が受けられるように支援体制の充実が求められます。

【施策の内容】

1. 療育、保育、就学前教育の充実

(1) 妊産婦に対する健康診査・指導等の充実

妊娠中から母体の健康を守り、母性意識を高め、すべての子どもが健やかに生まれ、かつ育てられるよう母子健康手帳の交付及び妊婦健診の助成、ママパパ教室、訪問指導など、妊産婦に対する健康相談・指導等の充実を図ります。

(2) 乳幼児健診等の充実

疾病や発達障がいの早期発見、乳幼児の健全な発育・発達のため、乳幼児健診、予防接種、相談等の充実を図ります。

(3) 障がい児療育体制の充実及びライフサポートファイルの活用

障がい児やその可能性のある児童に対し、早期に適切な療育を提供できるよう、相談場所（育児相談）や健診事後教室（しゃぼんだまクラブ）の利用を促進すると共に、基幹相談支援センターや児童発達支援センターとの連携のもと、障がい児通所支援等の場を身近に確保することに努めます。

また、幼少期から学齢期、成人に至るまでの記録を一括管理するライフサポートファイルを配付し、支援事業所や学校等で必要な情報を共有し、子どもから大人まで切れ目のない支援を行います。

(4) 発達障がい児保育・療育及びペアレントプログラムの検討

発達障がいのある児童について、可能な限り認定こども園への受け入れを行うとともに、関係機関との連携のもと、障がいの実態に即した保育および療育ができる体制の充実に努めます。

また、発達障がいをもつ子どもの育てにくさを解消し、保護者の認知の変容を目指したペアレントプログラム及びペアレントトレーニングの導入を検討します。また、ペアレントメンター（※注1）やピアサポート（※注2）の活動への参加を促進します。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人	0人	2人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	0人	0人	1人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	1人

（5）特別支援教育コーディネーターの活用

専門知識をもったコーディネーターを認定こども園等に派遣し、認定こども園から小学校へのスムーズな就学を行うための取組を行います。

2. 特別支援教育の充実

（1）各種相談事業の充実

障がいのある児童に対して、適切で総合的な就学相談が行えるよう、各種相談事業の充実を図ります。

（2）適正就学指導の推進

障がいのある児童・生徒の就学について、保護者の希望を尊重しながら、児童・生徒の状況に応じて措置基準の弾力的な運用に努めるとともに、就学指導に対する教職員の知識を高め、校内における就学指導体制の充実に努めます。

（3）小・中学校における特別支援学級の充実

それぞれの障がいの実態に応じ、教育内容や教育課程、施設・設備の充実を図るとともに、担当教職員の専門的知識習得のための研修の充実に努めます。

（4）一人ひとりに応じた教育の充実

障がいのある個々の児童・生徒に対する個別の教育支援計画を作成し、一人ひとりの教育的ニーズに対応して指導方法や内容を明確化し、教育の充実に努めます。

(5) 適切な進路指導の推進

障がいのある児童の社会的自立を促進するため、中学校の特別支援学級では、各種の合同作業学習等を通じて、社会的自立に向けての基礎的な態度、習慣、技能等の習得、大きな集団への適応性の向上、人間関係の拡大を図るなど、適切な進路指導の推進に努めます。

また、特別支援学校高等部卒業の際には基幹相談支援センターも参加した進路指導面接を行い、それぞれの能力に合わせた就職や進学のため障がい福祉サービスの利用を進めていきます。

3. その他の支援

(1) 学校保健の充実

児童・生徒の健康の保持・増進を図り、将来の健康な生活を送る上での生活習慣を身につけさせるため、成長の段階に応じた健康教育を推進するとともに、健康診断の充実を図ります。

(2) 合理的配慮に基づく支援体制の強化

学校において、一人ひとりの障がい特性と教育的ニーズに応じて決定される合理的配慮を実現させる環境整備を行い、他の子どもと平等に学ぶ権利を確保します。

(3) 軽度または中等度の難聴児補聴器購入等支援

身体障害者手帳の交付対象にならない軽度または中等度の難聴児に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成し、健全な言語及び社会性の発達を支援します。

※注 1 パARENTメンターとは発達障がいの子どもの育てた経験があり、相談支援について養成トレーニングを受けた親のことです。

※注 2 ピアサポートとは同じような立場の人による支援という意味です。

第 6 章 障がい福祉サービス等及び障がい児 通所支援等の提供体制の目標値

第 1 節 障がい福祉サービス等の提供体制の目標値の設定

障がい福祉サービス等では、障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や地域生活支援、就労支援等といった課題に対応する必要があります。そのために必要な障がい福祉サービス等の量を見込む上で令和 8 年度を目標年度とし、次に掲げる事項について国の指針に基づき以下の数値目標を設定します。

(1) 地域生活への移行の促進

障がいのある人が入所施設を退所し、地域で自立した生活を送る人数について目標値を設定します。

- 令和 4 年度末時点の施設入所者数の 6%以上が地域生活へ移行すること。
- 令和 8 年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から 5%以上削減すること。

項 目	数 値	
令和 4 年度末時点の施設入所者数 (A)	15 人	
【目標値】(A) のうち、令和 8 年度末までに地域生活に移行する人数 〈国の基本指針：6%以上地域生活に移行〉	1 人	令和 4 年度末 施設入所者数比 6.7%
【目標値】令和 8 年度末時点における入所者数 〈国の基本指針：(A) の 5%以上を削減〉	12 人	令和 4 年度からの 削減率 20%

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

①精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進め、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。

項目	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	9回	9回	9回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	22人	22人	22人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

(3) 地域生活支援の充実

障がい者の地域での暮らしを支援するため、ひとり暮らしなどの入居体験機会及び場の提供、緊急時の受け入れ態勢の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、サービス拠点の整備や地域の体制づくりを行う体制が求められております。

①地域生活支援拠点等の整備

こうした体制を実現するために令和8年度末までに地域生活支援拠点（地域における複数の機関が分担して機能を担う体制を含む）について、長生圏域での実施を関係施設や機関と協議を行います。

【目標】令和8年度末までに、長生圏域で地域生活支援拠点の体制づくりを協議して1箇所整備し、コーディネーターを配置します。また、運用状況を毎年1回検証・検討します。

②強度行動障がいを有する人への支援体制の整備

国の指針では、令和8年度末までに、強度行動障がいを有する人に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本としています。本村においても、行動関連項目等を参考に、障がい福祉サービスを利用する強度行動障がいを有する人の人数を把握し、ニーズの把握や支援体制整備を検討してまいります。

項 目	数 値
令和 4 年度末時点の強度行動障がい者を有する人に関するニーズの把握及び支援体制の整備	無
【目標】令和 8 年度末時点の強度行動障がい者を有する人に関するニーズの把握及び支援体制の整備	有

(4) 一般就労への移行等

福祉施設、就労移行支援事業、就労継続支援事業から一般就労する人数、就労移行支援事業所の就労移行率及び利用者数、就労定着支援等による職場定着率等について目標値を設定します。

①福祉施設から一般就労する障がい者数

項 目	数 値
令和 3 年度に一般就労をした障がい者数 (A)	0 人
【目標値】令和 8 年度に一般就労をする人数 〈国の基本指針：(A) の 1. 28 倍以上〉	1 人

②就労移行支援事業所から一般就労する障がい者数

項 目	数 値
令和 3 年度に一般就労をした障がい者数 (A)	0 人
【目標値】令和 8 年度に一般就労をする人数 〈国の基本指針：(A) の 1. 31 倍以上〉	1 人

③就労継続支援事業所 (A 型) から一般就労に移行する障がい者数

項 目	数 値
令和 3 年度に一般就労をした障がい者数 (A)	0 人
【目標値】令和 8 年度に一般就労をする人数 〈国の基本指針：(A) の 1. 29 倍以上〉	1 人

④就労継続支援事業所 (B 型) から一般就労に移行する障がい者数

項 目	数 値
令和 3 年度に一般就労をした障がい者数 (A)	0 人
【目標値】令和 8 年度に一般就労をする人数 〈国の基本指針：(A) の 1. 28 倍以上〉	1 人

⑤一般就労への移行者の割合が一定水準以上である事業所の割合

項 目	数 値
<p>【目標値】令和 8 年度において、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行した人の割合が 50%以上の事業所の割合</p> <p>〈国の基本指針：令和 8 年度において、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行した人の割合が 50%以上の事業所の割合が 50%以上〉</p>	50%以上

⑥就労定着支援事業の利用者数

項 目	数 値
令和 3 年度の就労定着支援事業の利用者数 (A)	3 人
<p>【目標値】令和 8 年度に就労定着支援を利用する人数</p> <p>〈国の基本指針：(A) の 1. 41 倍以上〉</p>	5 人 (令和 3 年度比 1.7 倍)

⑦就労定着支援事業の就労定着率※

項 目	数 値
<p>【目標値】令和 8 年度の就労定着支援事業所における就労定着率が 70%以上の事業所の割合</p> <p>〈国の基本指針：令和 8 年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 70%以上の事業所の割合が 25%以上〉</p>	70%以上

※就労定着率：過去 6 年間に就労定着支援の利用を修了した人のうち、雇用された通常の事業所に 42 月以上 78 月未満の期間、継続して就労している人又は就労していた人の占める割合

第 2 節 障がい児通所支援等の提供体制の目標値の設定

障がい児通所支援等では、すべての子どもがライフステージに応じた切れ目のない支援が受けられるような体制の構築のため、令和 8 年度を目標年度として、次に掲げる事項について国の指針に基づき以下の数値目標を設定します。

(1) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保

【目標】令和 8 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を長生圏域での設置を前提に、圏域内の市町や事業所と連携して 1 箇所の整備を検討します。

(2) 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築

【目標】障がいを理由に分離されることなく、学ぶ機会等を平等に得られる環境の構築を目指し、令和 8 年度末までに障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制を構築します。

(3) 医療的ケア児（※注）支援のための関係機関との協議の場の設置及びコーディネーターの配置

①【目標】令和 8 年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、長生郡市総合支援協議にて協議を行い、長生圏域での設置を検討します。

②【目標】令和 8 年度末までに、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター 1 名を配置します。

※注 医療的ケア児とは「人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児」（児童福祉法第 56 条の 6 第 2 項）

第3節 相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援の実施や地域の相談支援事業者に対する専門的な助言・指導、人材育成の支援、連携強化の取組回数、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を協議する体制の確保について目標値を設定します。

①総合的・専門的な相談支援

項目	実施の有無
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有

本村においては直営で基幹相談支援センターを設置し、保健師と精神保健福祉士を配置して総合相談や訪問等を行っています。

②地域の相談支援体制の強化

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	50件	50件	50件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	2件	2件	2件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	3回	3回	3回

相談件数は増加し相談内容も専門化・多様化しているため、関係機関との連携を図り、相談支援体制の強化を行います。

③個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を協議する体制の確保

項目	実施の有無
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制の確保	有

第4節 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービスの質の向上のため、事業所等の職員が各種研修に参加するために情報提供や周知を図ります。また、国保連合会に委託した障害者自立支援審査支払等システムによる障がい福祉サービス報酬の審査結果を事業所等と分析・共有等により、適正な給付を行います。

①障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	有	有	有
障がい福祉サービス等に係る研修等への市町村職員の参加人数	1人	1人	1人

②障害者自立支援審査支払い等システムによる審査結果の共有

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者自立支援審査支払い等システム等による審査結果を分析し、事業所と共有する体制	有	有	有
実施回数	12回	12回	12回

第7章 障がいのある人の社会参加への支援

第1節 雇用・就労の促進と安定

1. 雇用・就労支援の促進

令和4年の障害者雇用促進法の改正により、障がい者雇用の一層の促進に向け法定雇用率の引上げや障がいのある人の職業能力の開発及び向上の明確化など、雇用と就労環境の両面からの取組が求められています。

障がいのある人が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるため、働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する人に対しては多様な就業の機会を確保するとともに、一般就労が困難な人に対しては福祉的就労につながるよう、総合的な支援を推進します。

障がいのある人の就労には、事業所の理解・協力が不可欠であるため、受け入れる職場の環境整備や障がいのある人の雇用に関する制度の普及・啓発（一般企業への説明会等）を図ります。

また、雇用・就業の促進に関する施策との適切な組み合わせにより、年金や諸手当の支給、経済的負担の軽減等により障がいのある人の経済的自立を支援します。

2. 優先的調達の確保

平成25年4月に障害者優先調達法が施行され、物品等の調達にあたり優先的に障がい者就労施設等から物品等を調達するよう努力義務が課されております。本村でも障がい者就労施設等からの物品等調達方針を毎年作成して優先調達に尽力します。

3. 就労に向けた支援

障がいのある人と就労支援・生活支援センターを中心に関係機関とネットワークを構築し、就労及び生活を支援します。

また、特別支援学校在学中から支援会議を通じて就労に対する早期支援を実施し、在学生や家族に対して就労に向けた課題解決や意欲喚起を行い、卒業後における進路選択の幅を広げます。

4. 村職員への障がいのある人の雇用促進

障害者活躍推進計画に基づき、職域の拡大等を進め、今後も障がいのある人の村職員としての雇用を推進します。

第2節 生涯学習や文化活動の充実

1. 生涯学習の充実

障がいの有無にかかわらず、いつでもどこでも学び活動できる地域社会を目指し、地域の中で自己実現を図りながら心豊かな生活をおくることができるよう、生涯学習機会の充実を図ります。

2. スポーツ・レクリエーション活動の充実

障がいのある人やその家族が実施する集まりや各種活動に対し、活動の場の提供に努めます。また、仲間づくりを支援できるスポーツ・レクリエーション活動の促進に努めます。

3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援

聴覚障がいや視覚障がい等により、情報の入手が困難な人やコミュニケーションが困難な人について、障がい特性に応じた ICT 等を活用し、情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実に努めます。

第3節 差別の解消及び権利擁護の推進

アンケート調査において、差別を受けたり嫌な思いをすることがあるとの回答が21.7%でした。知的や精神など目に見えない障がいに対しても知識や理解を深め、嫌な思いをする人が減るように差別のない環境づくりを目指します。

1. 差別解消の推進と合理的配慮の普及

障害者差別解消法改正に基づく「事業者による合理的配慮の提供義務化」を受け、村内の事業者に向けて、法に対する正確な知識や合理的配慮に向けた対話事例等を周知啓発していきます。

保健福祉情報や福祉用具に関わる情報等について、窓口や電話にての相談、「広報ちょうせい」等への掲載機会の拡大、「長生村障がい者福祉の手引き」の配布による情報提供機会の充実、インターネットの活用など整備を図ります。

ヘルプマークやヘルプカードを活用し、合理的配慮の提供について村民や事業所への理解促進を図ります。

また、視覚・聴覚障がいのある人への情報提供も、点字・朗読・手話等奉仕員の活用促進などをそのニーズに合わせて検討していきます。

2. 差別解消に向けた連携と情報収集

長生郡市差別解消支援地域協議会と連携して、障がい者差別に関する相談事例の解決に向けた取組や類似事例の発生防止に向けた取組など、情報共有を図ります。

また、村民等に対して障がい者差別解消に向けた啓発活動を実施し、理解促進を図ります。

3. 虐待防止に関する取組の強化

障がい者虐待の早期発見、防止のため関係機関によるネットワークを構築するとともに、障がい福祉サービス事業者や相談支援機関等と事例の共有・分析等を行います。さらに、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等についてのシステムの整備に取り組みます。

4. 権利擁護の推進

判断能力の十分ではない障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう、後見人等に対する報酬の助成を継続して実施するとともに、本人及び親族による後見等開始の申立てが難しい人に対し、村長申立てによる支援を推進します。

第8章 福祉のまちづくりの推進

第1節 安全・安心な環境の整備

1. 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進

障がいのある人が不自由なく自立した生活や社会参加をしていくためには、個々の状況を考慮したまちづくりが必要です。本村では、人口減少・高齢化や、激甚化・頻発化する自然災害に対応できるよう、立地適正化計画を策定し、住宅や医療・福祉・商業などの日常生活に必要な施設を適切な場所に配置し、誰もが便利で快適に暮らせるまちづくりを進めていきます。

2. 移動手段の充実

障がいのある人が外出しやすくなるよう外出支援サービスや福祉タクシー事業、福祉カーの貸出等及び路線バス・鉄道等の公共交通の充実を図り、誰もが安心して社会参加ができるよう努めます。

また、有料道路通行料金、公共交通機関等運賃の割引や自動車税の減免と並行して、身体障がい者の運転免許取得や自動車改造など各種制度の周知を図っていきます。

第2節 地域防災ネットワークの確立

近年相次いで発生している線状降水帯による大雨や台風等により、本村でも大小さまざまな被害に見舞われました。いつ何時発生するかわからない災害に対して、障がいのある人が困らないように対策をとっていきます。

1. 障がいのある人に配慮した避難支援の周知

災害時・緊急時に障がいのある避難行動要支援者が安全に避難できるよう、地域防災計画における避難支援の充実を図り、より実効性ある計画の確立に努めます。特に避難行動要支援者名簿を活用し、災害時の支援の充実に努め、地域ぐるみの支援体制の整備を図ります。

さらに、避難所においては、避難生活に特別の配慮が必要となることから、福祉避難所としてのスペース確保や民間も含めた社会福祉施設とも連携を図ります。

2. 個別避難計画の作成

災害発生時の避難行動に特に支援を要する避難行動要支援者の「心身の状況」やお住まいの地域が「ハザードマップ上で危険な地域であること」等を勘案し、避難行動要支援者の中でも、特に災害時において支援が必要な人を「優先度が高い人」として、関係機関と連携して重点的に個別避難計画の作成に取り組みます。

3. 緊急時の情報提供体制の整備

緊急時に障がいのある人に対して行政機関、消防機関等から迅速で適切な情報提供が行われるよう、情報伝達手段の検討、整備に努めます。

特に聴覚障がい者に関してはNet119など携帯電話を通じた画面による通報方法を周知し、利用促進を推進します。

第9章 計画の推進

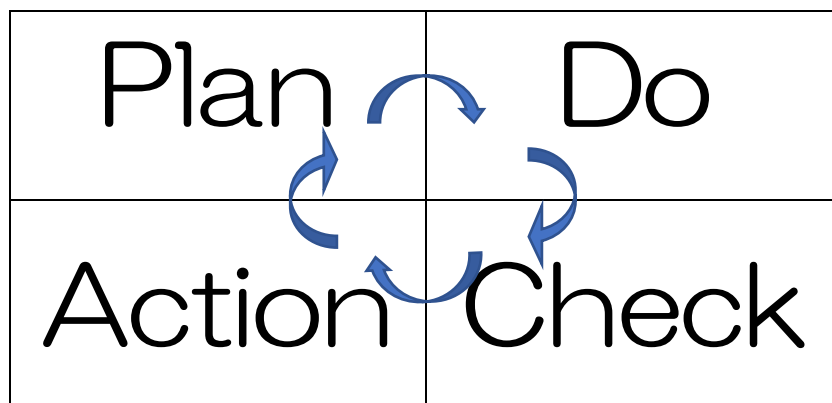
本計画を進めるためには、福祉課のみならず全庁的に対応し、近隣市町との間で共通する行政課題については圏域で連携し、関係機関・団体との問題の共有を図りながら、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

(1) 実施体制

本計画を実施していくために、福祉部門とその他の行政各部門との間で相互施策の連携・ネットワークの構築を図ります。また、関係団体・事業所や国・県・近隣市町とも連携・協力できる体制づくりを進めていきます。

(2) 計画達成状況の点検及び評価

本計画を効果的に推進していくためには、計画の進捗状況进行评估し、その結果を施策にフィードバックしていく必要があります（PDCAサイクル）。このため、本計画に基づく施策の実施状況进行评估し、計画を管理するため、計画の管理体制の整備を図ります。



第 3 部

資料編

1. 長生村障がい者計画等策定委員会設置条例

(平成 23 年 7 月 28 日条例第 12 号)

(設置)

第 1 条 本村における障がい福祉に関する施策を効率的かつ円滑に推進するため、長生村障がい者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項の規定による障がい者計画の策定及び変更に関する事
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 1 項の規定による障がい福祉計画の策定及び変更に関する事
- (3) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 20 第 1 項の規定による障がい児福祉計画の策定及び変更に関する事
- (4) 障がい者施策に係る調査研究に関する事。
- (5) その他計画の策定及び変更に関する事項に関する事。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 12 人以内で組織し、医療、保健、福祉関係者、各種団体の長及びその他村長が必要と認めたと者のうちから、村長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の聴取等)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第 8 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

2. 長生村障がい者計画等策定委員名簿

自 令和5年8月 1日

至 令和8年7月31日

	氏 名	委嘱区分	所属等	備 考
1	木 島 清	福 祉	社会福祉協議会会長	委員長
2	汐 田 千恵子	村長が必要と認めるもの	母里子ネット代表理事	副委員長
3	古 山 一 夫	福 祉	民生委員児童委員協議会会長	
4	澁 澤 茂	各種団体の長	中核地域生活支援センター長生ひなた所長	
5	橋 本 義 隆	各種団体の長	長生地域生活支援センター	
6	鈴 木 文 子	村長が必要と認めるもの	長生村知的障害者相談員	
7	野 口 和 彦	各種団体の長	村身体障害者福祉会会長	
8	西 希 仁	村長が必要と認めるもの	九十九会 一松工房施設長	
9	門 口 昭	村長が必要と認めるもの	議会議員	
10	難 波 博 明	村長が必要と認めるもの	長生村身体障害者相談員	
11	鎗 田 和 美	医療保健	長生健康福祉センター長	
12	木 藤 将 孝	医療保健	健康推進課長	

長生村第 7 期障がい福祉計画・長生村第 3 期障がい児福祉計画

発行 令和 6 年 3 月

編集 長生村役場 福祉課

〒299-4394

千葉県長生郡長生村本郷 1 番地 77

TEL 0475 (32) 6810

FAX 0475 (32) 6812
